

お知らせ

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画課企画係 14 番窓口
☎ 77 - 8374 FAX 76 - 2976

お知らせ

キャンプ場オープンのお知らせ

●津別21世紀の森キャンプ場
利用期間(予定)
5月1日(月)～
10月31日(火)まで
連絡先(キャンプ場管理棟)
☎76-1737

●チミケップ湖キャンプ場
利用期間(予定)
5月13日(土)～
10月31日(火)まで

地方税お支払サイトで町税の納付ができるようになりました

町税の払込取扱票にeL-QR(地方税統一QRコード)の印字があれば、いつでもスマホやパソコンを利用して町税のお支払いができるようになりました。クレジットカード払いやインターネットバンキング、スマホ決済アプリでのお支払いも利用できます。お支払い方法によっては、システム利用料がかかる場合があります。必要場合がありますので、詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

地方税お支払サイト
https://www.payment.etax.tta.go.jp/

5月は「固定資産税」第一期と「軽自動車税」種別割の納付月です

納期限は5月31日(水)です。口座振替をご利用の方は、引落口座の残高をご確認をお願いします。

問い合わせ先
税務収納係10番窓口
☎77-8376

※気象条件により利用期間の変更があります。

連絡先
商工観光係19番窓口
☎77-8388

百年記念塔への立入禁止について

津別町自然運動公園展望施設(通称:百年記念塔、場所:共和134番地16)は、施設内部の損傷が著しく、現在立ち入りを禁止しています。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先
商工観光係19番窓口
☎77-8388

第50回「つべつ夏まつり」の開催日について

本年度50回の節目を迎える「つべつ夏まつり」ですが、記念イベント実施のため、例年と時期を変更して開催します。

前夜祭
7月15日(土)
午後4時～9時

本祭
7月16日(日)
午前9時30分～午後2時30分

身体障がい者等の軽自動車税種別割の減免申請について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など(障がいのある方と生計を一にする方を含みます)が所有する軽自動車が必要と認められるもの(一台に限ります)や、その構造が身体障がい者等の利用のための軽自動車は、申請により軽自動車税種別割が減免されます。

右記の手帳、運転免許証、送付された納税通知書、印鑑を持参し、減免申請期限までに税務収納係へ申請してください。

減免申請期限
5月30日(火)まで

問い合わせ先
税務収納係10番窓口
☎77-8376

町民植樹祭開催のお知らせ

町と網走南部森林管理署では、緑化や環境意識の高揚を目的に、町民植樹祭を実施します。5月は、道の植樹月間(5月第2土曜日は「植樹の日」)です。

その他
詳細は決まり次第、観光協会および町ホームページ、新聞折り込みチラシ等でお知らせします。

町民会館1階大会議室をワクチン接種で使用

新型コロナウイルスワクチン接種を「町民会館1階大会議室」で行います。つきましては、左記の期間は一般の利用はできません。

日頃、町民会館を利用されている皆さまには大変ご不便をおかけしますが、皆さまのご理解ご協力のほどをよろしくお願いします。

使用期間
5月22日(月)～
6月末頃まで

※終了時期はワクチン接種の状況により変更になる場合があります。変更の際は再度お知らせします。

問い合わせ先
津別町役場
ワクチン接種担当
☎090-9517-8988

参加される方は、午前9時までに役場正面玄関にお集まりください。

日時
5月7日(日)
午前9時集合

集合場所
役場正面玄関

交通手段
町のバス等を利用します。

持ち物等
植樹のできる服装(作業服、長靴、軍手)をご用意ください。

申し込み・問い合わせ先
林政係18番窓口
☎77-8386

地域担当連絡員のお知らせ

町では、町内自治会に管理職を「地域担当連絡員」として配置しています。

自治会単位で地域が抱える問題や、制度などについて要望等がありましたら、担当職員にご連絡ください。

なお、昨年度から地域担当連絡員の変更はありません。各自治会の担当連絡員については、ホームページ(https://www.town.subeetsuhokkaido.jp/kurashi_tesuzuki/juminkasudo_community_kyodo/1654.html)をご覧ください。

住民環境係
12番窓口
☎77-8377

交通安全情報

5月は「全国交通安全運動」期間

5月11日から20日は「全国交通安全運動」期間です。この時期は例年、観光やレジャーなどで車を利用して出かける機会が増え、また、産業が活発になる時期でもあり交通量が増加します。さらに、二輪車や自転車が増えることから、歩行者、運転者ともに、十分な安全意識が必要です。次の4つの重点事項を確認し、安全運転を心がけましょう。

- ① 自転車の安全利用の推進と歩行者の交通事故防止
- ② 観光・行楽に伴う交通事故防止
- ③ 全ての席のシートベルトとチャイルドシートの確実な着用
- ④ 飲酒運転の根絶

令和4年度交通安全標語
コンクール 最優秀賞作品
小学生の部 矢作陽都さん
「気をぬくな なれたみちでもみぎひだり」

地域安全 NEWS

自転車を安全に乗ろう!

「自転車に乗るなら必ず ヘルメット」

令和4年の1年間で、北海道における自転車乗車中の死者は12人、前年比+10人と増加しました。この内、65歳以上の高齢者は7人と全体の約6割を占める結果となりました。また、亡くなった方の約6割が頭部損傷が致命傷でした。

令和5年4月1日からすべての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課されています。自転車を安全に乗るために、ヘルメットを着用し、大人も子どもも「自転車とヘルメットはセット」を習慣付けましょう。

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活相談 Q & A

本当のねらいは 貴金属!?

昨日、「要らない食器はないか」と電話があり、靴なども買い取りますと話すので、訪問を受けることにした。食器10点と靴4足を見せると「貴金属はないか」としつこく言われ、18金のネックレス3点と宝石付き指輪4点を渡し、総額83,000円で売却してしまった。良く考えると購入した時の金額には程遠いので、返品してほしい。

訪問購入の場合は、消費者に一定の期間内(書面の受領した日を含めて8日間)であればクーリング・オフ(契約以前の何もない状態に戻すこと)が認められており、その期間中は物品の引渡しを拒むことが出来ます。すぐにクーリング・オフの手続きをしましょう。

この他にも、「着物を買う」と電話がかかってきたが、実際は「貴金属はないか、売ってくれ」と強引だった。返してほしいと電話をしたが連絡先がわからぬ。もう処分してしまった等の悪質なトラブルも多くあります。訪問目的が最初と違った場合、きっぱりと断るようにしましょう。また、一人で対応しないことも大切です。

商工観光係
19番窓口
☎77-8388

美幌町消費生活センター

☎・FAX 72-0366
月～金曜日(祝祭日を除く)
午前10時～午後4時

津別町消費生活トラブル2023

霊感商法トラブルについて
の法改正編

津別町消費生活トラブル2023

相談事例編